

公立大学法人釧路公立大学事務局職員採用規程

令和6年7月1日

法人規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人釧路公立大学職員就業規則(令和5年法人規則第1号)第7条第2項の規定に基づき、釧路公立大学の事務局職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局職員選考会議)

第2条 事務局長は、理事長の承認の下に、事務局長、関係課長その他必要な役員又は職員からなる事務局職員選考会議をその都度編成して、選考に当たるものとする。

2 事務局職員選考会議の長は、事務局長とする。

(採用の方法)

第3条 事務局職員の採用は、競争試験により行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、選考により採用することができるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員を採用する場合

(2) 法令の規定に基づく免許若しくは資格又はこれに準ずる特別の知識若しくは技能を有する者で、事務局職員選考会議の議に基づき理事長が認めるものを採用する場合

(3) 競争試験を行っても十分な競争者が得られないことが予想される職又は職務若しくは責任の特殊性により職務の遂行能力について競争試験による順位の判定が困難な職で、事務局職員選考会議の議に基づき理事長が認めるものに採用する場合

(4) その他事務局職員選考会議の議に基づき理事長が認める職に採用する場合

3 前2項の競争試験及び選考においては、採用しようとする者の職務遂行能力の有無を判定するものとし、必要に応じ、筆記試験、面接試験、身体検査その他の方法を用いて行うものとする。

(資格)

第4条 法人は、事務局職員の採用に当たり、必要な資格を付することができる。

(採用の手続)

第5条 事務局職員の採用は、事務局長が発議する。

2 前項の採用は、事務局職員選考会議及び理事会の議を経て、理事長が行う。

(採用の決定等)

第6条 事務局職員選考会議の長は、前条第2項の規定により事務局職員選考会議において決定された採用予定者について、その者の採用を理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、前項の規定による申出に基づき、理事会の議を経て採用を決定するものと

する。

(その他)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、事務局職員選考会議の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。